

Notes on the Phonology of the Nan-shan-su-yu- k 'ao 南山俗語考

中田, 喜勝
長崎県立長崎東高等学校教諭, 長崎大学経済学部講師

<https://doi.org/10.15017/9833>

出版情報 : 中国文学論集. 1, pp.50-59, 1970-05-25. The Chinese Literature Association, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



南山俗語考の音韻について

中 田 喜 勝

は し が き

「南山俗語考」については、鹿兒島県庁編「鹿兒島県誌」・武藤長平著「西南文運史論」・石崎又造著「支那俗語文学史」などにその解説があり、薩摩藩第八代藩主島津重豪（南山と号す）が侍臣の石塚崔高に華音を、同じく曾繁（占春）という福建系帰化人の子孫に和訳を担当させて作らせた当時の中国語テキストであつて、全五巻と付録から成り、五十年近くの歳月を費し文化九年に出版された。体裁は、各巻二・三字の単語を列挙し、それぞれの右に片仮名で華音が示され、その下に和訳が加えられている。（例：這幾天、コノゴロ）付録は、「長短雑話」と名づけられた会話の実例集である。

各巻の項目は次の通り。

卷一 天部一類・地部一類・人部五類

卷二 人部八類

卷三 人部六類・器部一類・文学部一類

卷四 營造部三類・産業部一類・兵部一類

卷五 疾病部二類・船部一類・居處部一類・食物部三類・草木部四類・鱗介、昆虫、蛋獸、飛禽、馬匹鞍具、衣飾各一類

この書は、当時にあつては出色の語学書であつたらしく、「薩藩の文化」（鹿兒島市教育会編・昭和十年）は、地元だけに之を大いに称揚して次のように云う——

「南山俗語考」五冊の起稿は早く明和四年（一七六七）なりしが、その音韻を正し、和譯を附して、之が公刊を計りしは、實に占春が記室として着任以來のことに属す。之が編纂に就ても彼は其の重任に當り、漸く文化九年（一八一三）に至りて脱稿したり、其の間實に四十有五年、常に改修訂正を試み、苦心を重ねて其の完璧を期せりといふ。當時岡島冠山の著「唐話纂要」・「唐話使用」、長崎譯官使用の「唐話譯家必備」、長崎譯官魏氏（東京通事）編纂の「譯詞長短話」（寫本）の如き書冊あれども、皆本書の完全なるに如かず。本書は實に江戸時代支那語學書中の白眉なりと稱せらる。また、明治時代、長崎の著名な漢學者であり能書家でもあつ

た岡田篁所の「滄吳日記」(長崎県立図書館所蔵)によると、彼が明治五年旅先の上海で知人の中国詩人から、「南山俗語考」の購入を頼まれたということが記されてある。その中国の詩人は、長崎に居た時、篁所と交友があったことが同日記によってわかるが、恐らくその当時この書の存在を知っていたのであろう。

ところで、この書に収録された語の性格について、「鹿児島県誌」には、「漳州・福州地方の俗語を蒐集し、音韻、和譯を附せしめ云云」とあり、また「西南文運史論」にも、「余はこの書が支那南方の俗語を傳へて誤少なきを此に保證する云云」とあって、いずれも収録された語がいかにも福建語ないし広東語であるかのような紹介である。しかし私はこの点について些か疑義を感じる。というのは、

一、語学書がなぜ当時の中国語の標準語ともいべき南京音を採用しないで、南方の方言を採用したのか。

二、編纂者兩名は、いずれも南方音とはあまり関係がなさそうである。

三、台湾大学の閩南語の權威である呉守礼教授から「同書の仮名音は、福建語ではなくて、江・浙の地域を出ないものではないか」という助言を戴いた。

のような三点の疑念を持つからである。

先ず華音の校者、石塚崔高について考えてみよう。「支那俗語文学史」には、その墓碑銘および高橋景保著満文輯韻・満字隨筆によつて、

石塚崔高、名は胤國、字は志望、通稱次郎左衛門、確齋と號す。薩摩加世田の産、藩命により江戸昌平塾に入りて古

賀精里に師事した。唐音をよくし讀書は大抵唐音を用ひた。加世田の地清人の飄舶あるごとく之と應接した。：

崔高は南京語の外北京語をよくし……(三九四頁)

と云い、意外にも彼が福建語ないし広東語などの南方語に堪能であったことには言及していない。

一方、和訳を担当した曾占春については、「薩藩の文化」にその年譜があるが、とくに「長崎洋学史」上巻にはその先祖についても詳述して次のごとく云う、

天保五甲午年二月二十一日(一八三四)曾占春逝く。享年七十七。江戸深川富吉町、深川山正源寺の本堂、左中程に葬る。曾氏名は榮、字は士考、初め父曾庸山の名を襲用して昌啓と稱し後ち昌迺と改む。占春と號す。父の後を承けて庄内侯に仕へしが、安永七戊戌年、故有りて致仕す。爾後本草名物の學を以て業となす。寛政四壬子年、薩摩侯島津重豪に仕へ侍醫の職に列す。曾占春の祖は、曾彦と云ひ、庸山と號す。福建の人長崎に歸化し、醫術を以て世を營む。正保二乙酉十月廿四日卒、享年八十一。其後庸輔(明暦乙未年十一月廿四日卒享年六十二)庸左衛門(萬治三庚子年九月二十九日卒享年四十二)伍左衛門(元禄十六癸未年二月二十三日卒享年不詳)庸山まで連綿として長崎に居住していた。庸山(占春の父)は、寛延中客遊し、寶暦年中庄内侯に仕へ名を昌啓と云ふ。安永五丙申年四月十五日を以て、日光山麓今市驛に於て卒す。享年六十三。

占春の祖は福建人ではあるが、本人は第六世に当たっている、日本人とほとんど言語活動は同じであったと考えられる。だか

ら帰化人の子孫でありながらも、華音を担当しないで和訳の方を担当したことは別に不思議はないであろう。仮りに「南山俗語考」が福建語の書であり、また占春が福建語を能くしたとしたら、当然華音の担当は彼がこれをしたに相違ない。

元来、私が「南山俗語考」に関心を寄せることとなったのは前述の呉守礼教授と面識を得てからである。同教授から、同書が福建語の書ではないかという期待のもとに、御覧になりたい旨の書信を戴き、写しの一部をお送りしたところ、そうではないとの御返事を戴いた。本論は、それでは一体「南山俗語考」がどの言語を収録したものであるか、について考察しようとするものである。

一

では直ちに「南山俗語考」の仮名音自体について、それがどの地域の言語であったか考察してみたい。この考察にあたってまことに幸いなことに、篠崎東海の「朝野雜記」に載せる「長崎通事唐話会」の条に、長崎の唐通事たちが享保元年（一七二六）聖堂で会話の稽古をした控えとして、福州話・漳州話・南京話の三方言で問答した記録が残っており、それぞれの地域の当時の発音が示してある。（支那俗語文学史、一五—一八頁）。今、試みに福州語と南京語との両者から同一一字で発音の異なる字を拾いあげると次の五字がある。

- サン スウン ツン ヤツ スイ……福州音
- 生 船 從 也 是
- スエン チエン ツラン エ、 スウ……南京音

このうち、「從」の字の現代音は、「チン」と表記する方が実際の音に近い。他の字の福州音は現代音とほとんど変わりがない。が、ともかくこの五字を基準検字として、「南山俗語考」の仮名音がいずれに属するものであるかをほぼ判定することができる。

先ず「南山俗語考」の仮名音を列挙してみよう。（ローマ字は現代の標準語の「拼音字母」の語頭音を示している。）

s	r	q	p	n	m	l	k	J	h	g	f	d	ch	c	b	a
俗	熱	氣	伯	拿	馬	兩	落	客	雞	何	歌	發	打	差	側	安
腮	日	去	排	你	墨	令	裏	哭	掬	護	古	服	得	車	波	
三	如	前	旁	女	ム	略	路	開	家	海	給	費	弟	吃	曾	
所	肉	請	朋	奶	母		來	口	街	好	糕	飯	肚	初	錯	不
人	飄	腦	沒			雷	快	教	後	感	分	帶	炒	白	北	暴
瑞	憑	南	毛			老	困	酒	狼	根	方	到	常	白	北	暴
			捏	某		樓		間	花	剛	風	但	成	板	本	別
			牛	樓		蘭		今	火	工	等	吹	船	本	別	便
			年	們		浪		江	會	挂		東	點	唇	便	泳
			娘	麼		冷		景	還	過		點	唇	便	泳	
			暖	廟		攏		倦	乖	鬼		定	窗	便	泳	
				面		了		軍	鬼	管		多	對	便	泳	
				明		六		霖		管		對	對	便	泳	
										光		對	對	便	泳	

sh 色 是 叔 少 手 山 基 上 生 說 帥 水 順
 t 他 頭 談 通 貼 慷 天 聽 唾 腮
 w 恩 鳥
 x 西 虛 下 些 小 秀 先 心 想 行 兄 學 玄
 y 齒 兩 矮 牙 夜 葉 有
 z 子 祖 在 草 走 棕 作 最 尊

右に列挙した漢字の中で、前に挙げた基準検字と同じものは生・船・是の三字がある。この三字は、「南山俗語考」ではそれぞれ「スエン」・「ヂエン」・「ズウ」と表音されている。「エ」と「エ」、清濁の差はあるが、基準漢字では正に南京音である。またこれ以外にも、「水」の字につけられた「シュイ」の音は、「譯詞長短話」では中華音とされているものである。(このばあい南京音とは記されていないが、「譯詞長短話」では安南音スイ・東京音ツイと区別して中華と書いてあるのであって、中華音が当時の標準音とも云うべき南京音を指していることは、「華夷通商考」の説明からでも明らかである。)

さすがに、「南山俗語考」は長年月をかけて作られただけに、片仮名の表記の仕方、もともと趣味本位の書である「清案曲牌雅譜」などに比較すると、より緻密である。例えば、「一」・「丨」・「レ」・「。」「。」などの記号を併用しているが、これらはそれぞれ促音・延音・重音・区切音・強短を示す記号であって、このような表記は、仮名の有する語尾音に表われる母音や、音幅のあいまいさ、強弱の正確さなどの欠点をおる程度補うことができる。

次に「南山俗語考」の仮名で表記された華音を「磨光韻鏡」

のそれと比較してみよう。後者は後述するように南京音で表記されているから、もし前者と一致すれば、いずれも南京音のものであることがわかる。

ところで、「磨光韻鏡」は安永年間、無相上人が著わした音韻の書である。著者の無相上人については、彼の弟(丹州篠山來迎寺の僧、湖豐文龍)が同書の中でその伝略を次のように記している。

餘力則旁與太宰春台遊。乃博綜内外之典、又喜學華夏之音。居數年業成而歸。

太宰春台といえ、すぐに萩生徂徠の護國社が連想されるが、彼らが学んだ中国語の音は、岡島冠山の「唐話纂要」などに見られるように、やはり南京音である。

従って無相上人自身も「磨光韻鏡」後篇本図の「韻鏡素隱」の条で、

雄按七音、之別微密、難是非、且以杭州音律之、迺韻鏡近乎是。

と述べ、また「翻切門法」の条にも、

如我、和音、則雖輕重爲類隔、歸音如一、故弗覺其非、古人、鄉音蓋類此、若正之、杭州音、輕重判然、歸音不協、所以爲類隔也。

と云う。これらの文によれば、無相上人が杭州の音に造詣があったことがわかる。ここにいう杭州音とは、後節で「華夷通商考」を引いて詳しく説明するように、いわゆる南京音に属するものである。

「磨光韻鏡」の華音表記は、その緒言に、

每字將國字、譯三音、漢爲右、吳爲左、華爲前、三音流

俗有^リ論^{シテ}今^ナ律^ヲ 去^ル焉

とあるように、やはり漢字に片仮名で華音が表記されており、例えば「東」の字には次のように表音している。

東^ト紅^ニ當^リたり、從^テて華音はト^ニである。^{（「左下」に）}

さて「南山俗語考」と「磨光韻鏡」との片仮名表音を比較すれば次の如くである。(上が俗語考、下が韻鏡)

把 ^バ バア・バア	波 ^ハ ボラ・ボウ	不 ^フ ボ・ボエ
北 ^キ ボ・ボエ	暴 ^{ハウ} バウ・パウ	便 ^{ベン} ベン・ビエン
次 ^ジ ピン・ピン	恨 ^{ヘン} パー・ピア	朋 ^{ポン} ボン・ポエン
馬 ^マ マア・マア	仏 ^{フツ} モ・モウ	没 ^{モク} ム・モエ
面 ^{メン} メン・ミエン	飯 ^{ヘン} ワン・ワン	分 ^{フン} フィン・フウン
方 ^フ ハン・フワン	弟 ^{テイ} デイ・デイ	到 ^{トウ} タウ・タウ
等 ^{トウ} デン・トエン	東 ^{トウ} トン・トン	点 ^{テン} テン・テム
對 ^{トイ} トイ・トイ	他 ^タ タア・トラ、	頭 ^{トウ} テウ・テウ
談 ^{タン} タン・ダム	通 ^{トウ} トン・トン	天 ^{テン} テン・テン
聽 ^{テイ} テイン・テイン	南 ^{ナン} ナン・ナム	牛 ^{ニウ} ニウ・イウ
老 ^{ラウ} ラウ・ラウ	樓 ^{ロウ} ロウ・レウ	冷 ^{レン} レン・リン
了 ^{リヤウ} リヤウ・リヤウ	兩 ^{リヤウ} リヤン・リヤン	略 ^{リョク} リョ・リヤ
歌 ^カ コヤウ・コヤ、	古 ^コ クウ・クウ	感 ^{カン} カン・カム
剛 ^{コウ} キヤン・カン	過 ^カ コヤウ・コウ	鬼 ^{クイ} クイ・クイ
管 ^{クワン} クワン・コワン	光 ^{クワン} クワン・クワン	客 ^{カク} ケ・コエ
開 ^{カイ} カイ・カイ	快 ^{クワイ} クワイ・クワイ	何 ^ホ ホヤウ・ヲ、
護 ^ウ ウー・ウ、	好 ^{ハウ} ハウ・ハウ	花 ^ハ ハア・ハア
火 ^ホ ホラー・ホウ	会 ^{ハイ} ハイ・ライ	雞 ^キ キイ・キイ

教^{キヤウ}キヤウ・キヤウ

間^{ケン}ケン・キエン

江^{キヤン}キヤン・キヤン

倦^{クワン}クワン・クワン

氣^キキイ・キイ

去^キキイ・キイ

前^{シエン}シエン・ツエン

西^{スイ}スイ・スイ

虚^{ヒイ}ヒイ・ヒイ

下^{ヒヤ}ヒヤ・ヤア

些^{スイ}スイ・スエ、

小^{スヤウ}スヤウ・スヤウ

秀^{スイ}スイウ・スイウ

先^{スイ}スイン・スエン

心^{シン}シン・スイム

想^{サン}サン・サン

行^{シン}シン・イン

兄^{ヒョン}ヒョン・ヒョン

詐^{ツァ}ツァー・ツァ、

知^{ツウ}ツウ・ツウイ

陣^{ジン}ジン・ジム

長^{ヂヤン}ヂヤン・ヂヤン

終^{チュン}チュン・チュン

吹^{チユイ}チユイ・チユイ

船^{ヂェン}ヂェン・ヂェン

色^{スエ}スエ・スエ

少^{シヤウ}シヤウ・シヤウ

山^{サン}サン・スアン

基^シシ・ジン

上^{ジヤン}ジヤン・ジヤン

生^{スエン}スエン・スエン

水^{シュイ}シュイ・シュイ

順^{シエン}シエン・ヂュン

熱^{ジエ}ジエ・ジエ、

日^ジジ・ジ

如^{ジュ}ジュイ・ジュイ

肉^{ジヨ}ジヨ・ジヨ

人^{ジン}ジン・ジム

祖^{ツウ}ツウ・ツウ、

在^{ツァイ}ツァイ・ツァイ

草^{ツァウ}ツァウ・ツァウ

走^{ツェウ}ツェウ・ツェウ

最^{ツァイ}ツァイ・ツァイ

尊^{ツォイン}ツォイン・ツォイン

菜^{ツァイ}ツァイ・ツァイ

三^{サン}サン・スアム

所^{ソウ}ソウ・スヲ、

右に挙げた「磨光韻鏡」の音(下段)の中で、「点テム」「談ダム」

「南ナム」「感カム」「心スイム」「人ジム」「三スアム」といったように

現代標準音のㄉ・ㄋの語尾音に厳しく「ム」を当てているのは、

さすがに韻書だと思われる。

ともかく両者の表記は、多少の差こそあれ、大体において一

致している。だとすれば「南山俗語考」の表音は、「磨光韻鏡」

と同じく南京音系に属するものであること極めて明らかである。

更にまた、「南山俗語考」の仮名音を、さきに挙げた五字の基

準検字以外の任意の字について、「長崎通事唐話会」の中の南京

語の音と比較してみても、やはり一致するのである。例えば
 今^キ日^ジ 彌^ミ的^テ 佳^キ作^ソ 初^ソ服^ホ 教^キ 甚^シ 知^チ 俗語考の音
 などがある。もつとも右側の唐話会(南京語)の表音の仕
 方は、その性格上さほど正確完全とはいえないが、これに反し
 て左側の俗語考の方は、石塚崔高・曾占春が長年かかって校正
 編纂したもののだけに比較的正確な音に近づいている。そこには
 やはり唐通事の「メモ」と語学書との差が見い出される。

いったい、徳川時代において、華音を表記した片仮名の音は、
 南京音に属するものが多い。今、同時代に流行した「唐詩選」
 の漢字に華音を表記した「唐詩選唐音」(濟南李攀龍編述・崎水劉道
 音・東都高田謙訂、安永六年一七七七、高山房梓行)を、その例証と
 して挙げてみよう。(基準検字五字を含んだもののみを挙げる)

(生)字	遊人 ^{ユウジン} 五陵 ^{ゴリョウ} 去 ^{キョ} 分 ^{ブン} 手 ^テ 脱 ^{ダツ} 相 ^{ソウ} 贈 ^{ゾウ} 平 ^{ヘイ} 寶 ^{ホウ} 劍 ^{ケン} 直 ^{チク} 千 ^{セン} 金 ^{キン} 一 ^{イツ} 片 ^{ヘン} 心 ^{シン}	君 ^{キミ} 家 ^カ 住 ^{ジュ} 何 ^{ナニ} 處 ^{トコロ} 停 ^{テイ} 船 ^{セン} 暫 ^{シヤン} 借 ^{キョク} 借 ^{キョク} 問 ^{モン} 或 ^{ワキ} 妾 ^{メカ} 住 ^{ジュ} 在 ^ニ 橫 ^{コウ} 塘 ^{テイ} 是 ^シ 同 ^{ドウ} 鄉 ^{コウ}	知 ^チ 君 ^{キミ} 書 ^{ショ} 記 ^キ 本 ^{ホン} 翻 ^フ 翻 ^フ 紅 ^{コウ} 粉 ^フ 樓 ^{ロウ} 中 ^{チュウ} 應 ^{オウ} 計 ^{ケイ} 日 ^{ジツ} 爲 ^ウ 許 ^コ 從 ^{ジュウ} 戎 ^{ジュウ} 赴 ^{シュ} 朔 ^{ソク} 支 ^シ 山 ^{サン} 下 ^カ 莫 ^{モク} 經 ^{ケイ} 年 ^{ネン}	西 ^{セイ} 向 ^{コウ} 輪 ^{リン} 台 ^{タイ} 万 ^{マン} 里 ^リ 餘 ^ユ 隴 ^{ロウ} 山 ^{サン} 鸚 ^{イン} 鵲 ^{コク} 能 ^{ネイ} 言 ^{ゴン} 語 ^ゴ 也 ^ヤ 知 ^チ 鄉 ^{コウ} 信 ^{シン} 日 ^{ジツ} 應 ^{オウ} 疎 ^ソ 爲 ^ウ 報 ^{ホウ} 家 ^カ 人 ^{ジン} 數 ^{スウ} 寄 ^キ 書 ^{ショ}
------	---	---	--	---

これらの例によれば、基準検字の片仮名音記は、いざれも生(スエン)、船(チエン)、是(スウ)、從(ツァン)、也(エ)となつていて、南京音に属することは明らかである。

二

ところで南京および南京音といっても、当時の地方を指したのかを明確にしておかねばならない。というのは、漫然とこれらの語を使用し、現代の観念で取り扱うならば、重大な誤解を犯すことになるからである。

宝永五年増補出版された西川如見著の「華夷通商考」巻一の「南京」の条に、次のように述べられてある。

南京

春秋吳國也古ハ金陵ト云リ城下ヲ應天府ト云唐ノ時ニ江寧ト云是也唐土第一之上國也今清朝モ天子ノ親屬ヲ以テ城主トス京城周廻凡日本道十七里ナル由城内ノ宮殿其美麗ヲ盡リトソ道程日本ヨリ海上三百四十里(日本の里数以下同じ)筆者注)我九州正面ニ當ル南京ヨリ北京迄ハ陸地凡四十日程有之或河舟ニテモ往來ス乃長崎ニ來ル南京船ト云ハ此河ヲ直ニ乗出シ來ル也此ノ故ニ舟ノ造リヤウ底平ク長キ也(筆者注)俗に沙船ト云ウ)何方ヨリ吹風ニモ乘安ク無妨故ニ日本ニ來ル船四季共ニ有之……………
 今長崎ニ來ル唐人ノ姿ハ皆北狄韃靼ノ姿ニシテ中華往古ヨリノ風俗ニ非ズ……………
 南京省ノ戸數凡ソ一百九十七萬軒人數九百九十七萬人ト云也此内皇都應天府ノ戸數九萬軒此國大國ニテ海邊ニ津湊多

故ニ長崎ニ來ル船多シ日本萬治寛文ノ比ヨリ日本渡海ノ義ヲ大ニ禁制セシカ共今代大清一統セシ故ニ日本ヘノ渡海有免セラレテ此國ヨリ長崎ヘ來ル船并商人最多シ此ノ國ノ内ヨリ長崎ヘ船仕出シ來ル所々在ニ記ス(旁点筆者)

蘇州府 戸數凡十六萬軒ノ所ナル由古之姑蘇ト云ハ是也城廓民家繁榮ノ地ニテ船仕立ル所也日本ヨリ海上三百里

松江府 民戸凡八萬軒餘ノ所也是所ヨリ應天府迄凡四十里河舟ニテモ往來ス日本ヨリ海上三百里

揚州府 戸數凡四萬軒

日本ニテ古ヘ揚州ノ津ト云ハ是也今ハ其繁榮蘇州ニ不及日本ヨリ海上三百二十里

常州府 戸數凡ソ六萬軒

周泰伯ノ居所也ト云リ蘇州ノ並ビニテ揚州ニモ近シ日本ヨリ海上三百里

崇明縣

蘇州ノ内ニテ狭キ所也南京河口ノ嶋ナルヨシ日本ヨリ海上同前

淮安府 戸數凡ソ三萬五千軒

揚州ノ地山東ニ近キ所自日本海上三百五十里

鎮江府 戸數凡ソ二萬五千軒

揚州ノ南也金山寺此ノ所ニ有リ日本ヨリ海上三百里

應天府 戸數凡ソ九萬軒

南京ノ城下也海邊ニ隔レリト云トモ大海海ニ續キテ大船往來不絶其間四日路程有之ト自日本海上三百四十里

上に挙げられた八府県は、当時の南京省に属し、いわゆる南京船の出航地であることがわかる。この外、同書には、出航地ではないが商人だけが長崎へ来る、次のような地名も併記してある。

鳳陽府・安慶府・太平府・廬州府・徽州府・廣徳府・和州府・徐州府・滁州府・寧國府・池州府

なお、同書には当時の省別について述べてあり、それによると、全部で十五省——南京省・北京省・山東省・山西省・河南省・陝西省・湖南省・江西省・浙江省・福建省・廣東省・廣西省・貴州省・四川省・雲南省——であった。

また、「唐國要略記」(長崎県立図書館所蔵・青方文庫)の諸省府縣之事の条にも次のように記してある。

明朝ノ時ハ北京南京ヲ二京トシ諸郡縣ヲ十三省ニ分テリ、清朝ニ至テ北京盛京ヲ二京トシ江南省ヲ分テ十四省トス是明朝南京ノ地ナリ。

要するに当時の南京というのは、現代の南京ではなくて、右に挙げた諸地域を含んだ相当広い地域を指していたのである。

次に南京省そのものについて考えてみたい。結論を言えば、いわゆる南京音というのは、当時の南京省だけの音を単に指しているだけではなくて、さらに浙江・江南の地方の音をも含んでいたのである。

「華夷通商考」には、当時の各省の言語について次のように記してある。

南京省——詞、十五省共ニ此ノ國ノ詞ヲ以テ上トス、日本ニテ山城ノ詞ヲ上トスルカ如シ今日本ニテ讀來ル字音南

京同音ノ文字多シ唐土ニテ詩ヲ謡フニモ此國ノ音律ヲ以テ本トス(旁点筆者)

北京省——詞南京ニ同クシテ音律少々強シ

山東省——詞モ同前也少シ音律ニ不同アリ日本京都ト大阪ノ詞ノ如シ

山西省——詞南京ト同クシテ音律強シ日本京都ト東國ノ詞ノ如シ

陝西省——詞モ同クシテ少々差ヘル處アリ日本太和ト山城ノ詞トノ如シ

河南省——詞モ替リナシ

江西省——詞南京ニ同クシテ言音ニ少シ異アリ

浙江省——詞南京ニ替リナシ

福建省——詞此ノ國ノ口ハ音律諸國ト差ヒテ通シ難シ南京口ト半分通シ半分不通其ノ語音皆鼻ニ入りテナマレル調子也

廣東省——詞福州ニ似テ又別也不通事多シ

廣西省——詞廣東ト同クシテ少異アリ

雲南省——詞又餘國ト異アリ廣東ニ似テ又別也

貴州省——(人物風俗福州人ニ同シ)詞少々異アリ

四川省——(人物風俗陝西等ノ國ニ同シ)詞モ替リナシ但シ南京トハ少々異アリ

各省の言語の説明から、南京音と同じものを抽出すると、浙江省と河南省の語音がある。河南省は位置から考えて、長崎への出航地ではないから、一応小論の考察の対象から除外するとし、残る浙江省について、同書の巻二に、

浙江

城下ヲ杭州府ト云春秋ノ時越ノ國也南京ニ同シキ上國ナリ杭州府ニ西湖在リ中華第一ノ風景ニテ繁昌ノ地ナリ寺院多ク民屋高饒ノ所也徑山寺モ此ノ所ニ在リ道程自日本海上三百五十里但杭州府迄方角南京ノ南陸路三十五六里ノ由四季日本九州ニ同シ……人物風俗南京ニ同シ詞南京ニ替リナシ此國ノ戸數一百二十四萬二千軒人數四百五十二萬五千五百人此ノ内杭州ノ戸數七萬軒此國海邊ニテ洋漢多キ故日本ニ船仕立來ル事最多シ今時船仕出シ來ル所々如シ左記と述べて、次の地を挙げている。

寧波府・台州府・温州府・杭州府・舟山・普陀山
また商人だけが長崎に來る地として、

嘉興府・湖州府・金章府・嚴州府・衢州府・處州府・紹興府

などを挙げている。

要するに右に挙げた南京省・浙江省の各地の方言を総稱して「南京話」と云ったのである。

筑前の磯備龜井兩縣も南京音に觸れて、その「我昔詩集」の中で次のように述べている。

今ノ唐人ニ出逢テ通事ノタメニ學ブ唐音ノ稽古ト手前ノ學問ノ受用ニ聲韻ノ學ノタメニスル唐音ノ稽古トハ其ノ稽古ノ仕様ノ趣向大ニ相違アル事ナリ。今長崎へ來ル唐人ハ皆僅ニ東南沿海ノ諸郡ノ唐人ドモナリ。ソレスラ南京ハ南京、漳州ハ漳州、福建ハ福建、ソレゾレノ方言郷談相違セリ。同シ南京音ノ中ニテモ蘇州、杭州、松江、寧波等ノ處々ノ

郷音亦少々ツツ相違セリ。故ニ今ノ唐人ニ出逢テ何ニテモ言語ノ通スル様ニト志シテスルシカタハ先ツ第一俗語ニ煨煉シ其所々ノ郷談ニ熟シ聲韻ノ雅俗正否ヲ論ゼズシテ唯々ドウナリトモ其唐人ノ國々ノ言語ノ通りニ從ヒテ似セ合セザレバ役ニタタズ。又手前ノ受用ノ學ノタメニスル唐音ノ稽古ハ大ニ是レニ異ナリ。今ノ唐人ニ通ジヤウガ通ジマイガソレニハ嘗ツテ頓着セズ唯々諸韻書ヲ考ヘテ古今ノ變雅俗ノ別ヲ辨知シ得失ヲ正シ是非明カニシテ其ノ本來真面目ノ正音ノミヲ操シ今ノ長崎ヘ來ル吳楚閩越ノ唐人ドモノ操スル郷談聲音ハ足下ニフマエテヘシツブシテカカル。是レ學問ノ受用聲韻ノ學ノタメニスル唐音稽古ノ仕様ナリ。

(旁点筆者)

これによれば、亀井南暎は杭州、寧波という当時の浙江省に属する地の方言までも、南京音と称していることがわかる。つまり、現代われわれが南京音と称するばあい、もっと狭い地域の音であるかのような印象を受けるが、実は当時は南京・浙江両省および江南地方の方言を総称して南京音と称していたのである。そして「南山俗語考」は、いわば実用のための語学書であって、「清楽曲牌雅譜」などのような趣味的なものに属する書物ではないから、当時の標準音とも言うべき南京音に基づいているのはむしろ当然であったといえる。従ってまた貿易の面からでも、当時の貿易は南京船によるものが最も多かったという実務上の要求があったことと考えられる。

当時長崎港に出入した唐船の情況は、長崎の唐通事の日記「唐通事會所日録」によって知ることができる。これは寛文か

ら正徳までの約五十年間の記録であるが、元禄二年を例にとると、南京船十三隻、寧波船十三隻、福州船六隻、広東船なしとなっている。福州船・広東船に対する南京船・寧波船、つまり南京省・浙江省・江南省からの唐船の入港数の優位は、毎年ほとんど変化がない。また正徳年間、中国本土でも、日本の福州船へ対する貿易許可証(信牌)の割当が少ないことに対する福州商人の不満が爆発したいわゆる「信牌事件」が発生し、山脇佛二郎著「長崎の唐人貿易」に詳しい)それ以後は江浙の商人の貿易上の優位が不動なものとなった。

貿易の隆盛に付随して、南京寺(興福寺)の建立、唐僧の来日ということがあったが、興福寺の初期の住持は浙江省出身者で占められていた。これら萬葉僧に就いて語学・医学・書画などを学んだ人々が存在していたことは、南京音の普及に一面寄与したものと考えられる。例えば、岡島冠山の中国語の師、困思靖(上野玄貞)も興福寺の澄一和尚について医学を学んでいる。澄一和尚も杭州府錢塘県の出身であった。

むすび

以上を要するに「南山俗語考」の仮名で示された華音は、当時の南京・浙江両省にわたる相当広い地域の音を対象としたものであって、けっして福建・広東などの南方語に属するものではない。従って冒頭に挙げた「鹿児島県誌」や「西南文運史論」の説は、何かの誤解であろうと考える。

すでに南京音がどの地方の音であるかが明白になったのであるから、次の段階として、これをその地方の現代音と比較検

討することによって音韻変化の有無などを調べることができ
それには、本論で検討した「南山俗語考」などの書物が不可欠
なものとして役立つこととなるが、この研究の結果は、次の機
会に発表することにした。

最後に、この研究の契機を与えてくださった呉 守礼先生、
資料と論文の面でそれぞれ御協力、御指教を賜わった高橋君平
先生、岡村繁先生へ深甚の謝意を表したい。

(一九七〇・二・二二 写完)

執筆者紹介

- | | |
|-------|----------------|
| 目加田 誠 | 九州大学名誉教授 |
| 早稲田 誠 | 早稲田大学文学部教授 |
| 合山 究 | 九州大学大学院博士課程 |
| 垂永 英彦 | 福岡県立香椎工業高等学校教諭 |
| 秋吉久紀夫 | 近畿大学工学部助教授 |
| 中屋敷 宏 | 筑紫女子短期大学講師 |
| 中田 喜勝 | 長崎県立長崎東高等学校教諭 |
| 長崎 喜勝 | 長崎大学経済学部講師 |
| 岡村 繁 | 九州大学文学部教授 |